

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 30 年 1 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700193 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700110 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 男（夫）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 26 年 4 月 21 日から平成 27 年 9 月 28 日

私の妻（訂正請求記録の対象者）の厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失日が、平成 26 年 4 月 21 日となっている。しかし、妻は、亡くなった平成 27 年 9 月 27 日まで同社に在籍していたので、同年 9 月 28 日を資格喪失日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 社は、訂正請求記録の対象者は、A 社を平成 26 年 4 月 20 日に退職し、請求期間に勤務していないため、当該期間に給与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していなかった旨回答している上、請求者も、訂正請求記録の対象者の請求期間における給与が支払われた事實を確認できる資料を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B 社から提出された A 社に係る訂正請求記録の対象者の「平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票」（写）及び同社に係る訂正請求記録の対象者のタイムカード（写）によると、当該源泉徴収票（写）において、退職日は平成 26 年 4 月 20 日と記載されている上、当該タイムカード（写）において、訂正請求記録の対象者の同社への最後の出勤日は平成 26 年 4 月 11 日であることが確認できる。

さらに、訂正請求記録の対象者と同じ就業場所に勤務していた者に照会したが、訂正請求記

録の対象者が請求期間に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかつた。

加えて、年金事務所から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(写)によると、同社は、年金事務所に対し、訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日を平成26年4月21日とする届出を行つてゐることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。